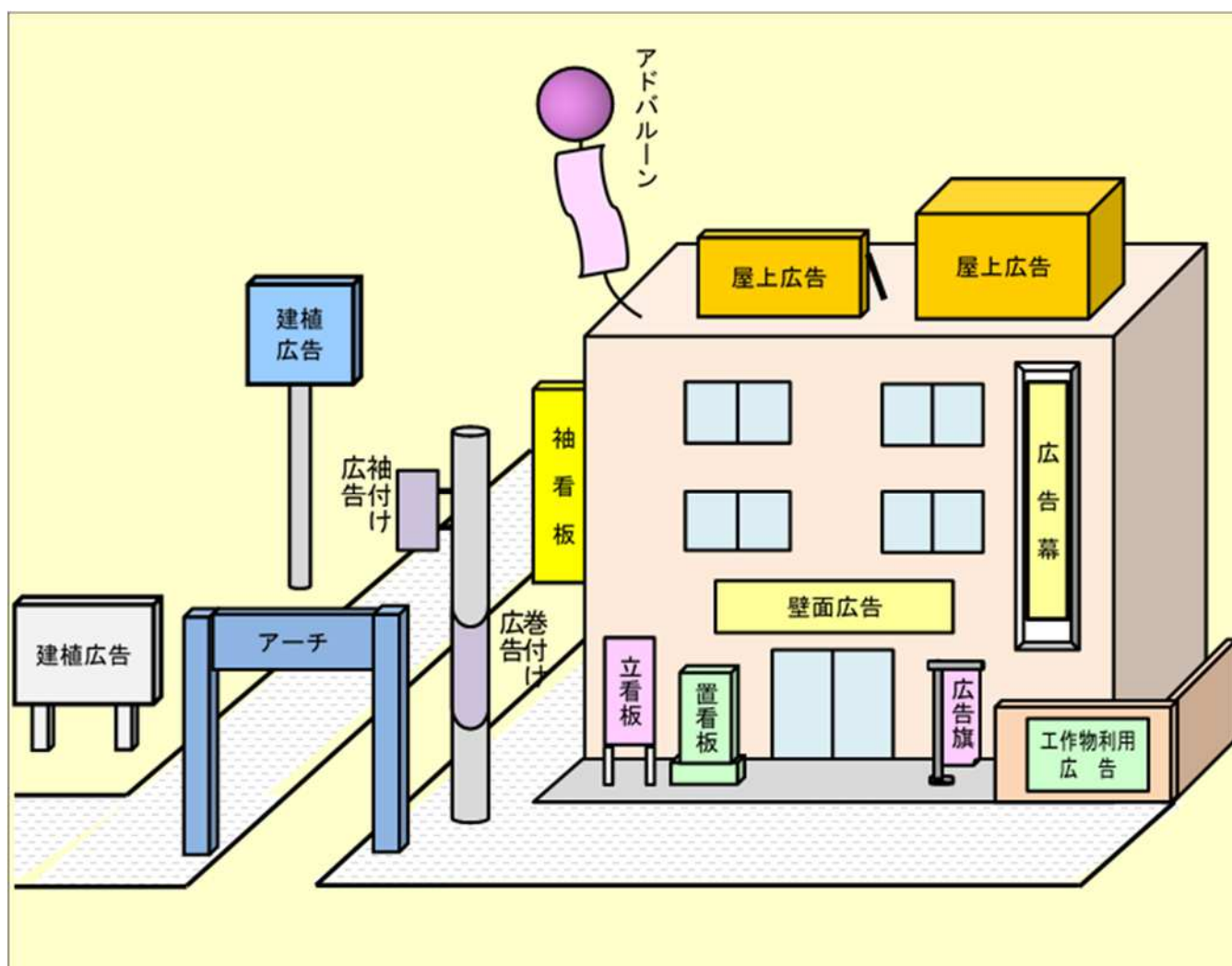


屋外広告物条例の手引き



川崎市では、「良好な景観の形成」、「風致の維持」、「公衆に対する危害の防止」を目的として、屋外広告物法に基づいて屋外広告物条例を制定し、屋外広告物についてのルールを定めています。

「屋外広告物」とは、

- ①常時又は一定の期間継続して
- ②屋外で
- ③公衆に表示されるものであって、
- ④看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたものと並びにこれらに類するものを言います。

許可・禁止地域・禁止物件について

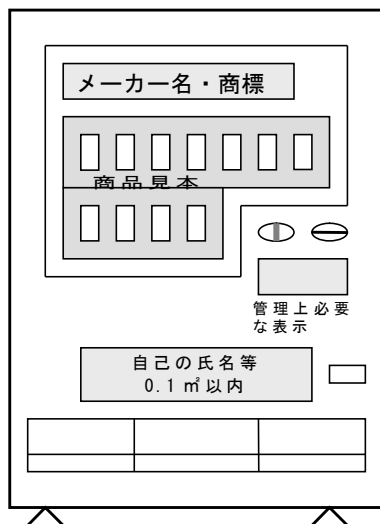
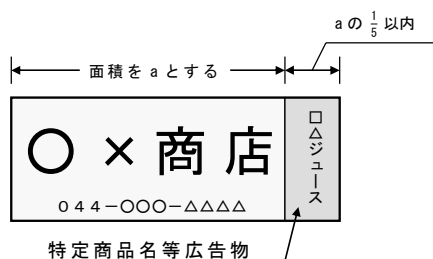
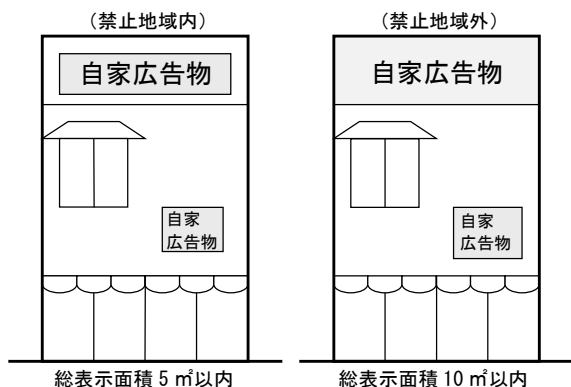
(条例第3・4・5条)

川崎市で広告物を表示等する場合には原則として許可を受ける必要があります。禁止地域（後掲の[川崎市禁止地域概要図](#)参照）、禁止物件には原則として広告物の表示はできません。ただし、適用除外の基準に該当する場合、規制の対象から除外されます。

主な適用除外の基準

(条例第7条・規則第10条関係)

許可が不要な広告物



1 自己の住所等に表示する自家広告物（規則別表第1第4項）

- (1) 禁止地域内では、1つの自己の住所等当たり、表示面積の合計が**5平方メートル以内**のもの
- (2) 禁止地域外では、1つの自己の住所等当たり、表示面積の合計が**10平方メートル以内**のもの
- (3) 景観計画特定地区では、1つの自己の住所等当たり、表示面積の合計が**0.5平方メートル以内**のもの
- (4) 特定商品名等広告物で、自己の氏名等が表示されている面と同一の面に表示され、かつ、その表示面積が、自己の氏名等の表示面積の5分の1以内のもの（ただし、特定製造元名等広告物は、自家広告物の範囲に含めないものとする。）

2 自動販売機に表示する自家広告物（規則別表第1第4項）

- (1) 自己の氏名等であること。ただし、表示位置は当該自動販売機の前面とし、表示面積は1台当たり0.1平方メートル以内とすること。
- (2) 自己の事業等に関するものであること。ただし、そのうち特定の商品に関するものは、販売する商品の見本又はその見本と同一の面1箇所に表示される製造元・販売元の名称若しくは商標とすること。
- (3) 当該自動販売機の管理上の必要により表示するものであること。ただし、表示位置は当該自動販売機の前面とし、表示面積は必要最小限とすること。

3 電車又は自動車に表示する自家広告物（規則別表第1第8項）

自己の氏名等又は自己の事業若しくは営業の内容に係る広告物表示又は掲出物件の設置であること。

禁止地域内で表示できる自家広告物

(規則別表第1第9項)

許可を受けて禁止地域内に表示等するものは、1つの自己の住所等当たり、表示面積の合計を30平方メートル以内とすること。

禁止物件に表示できる広告物

(規則別表第1第12項)

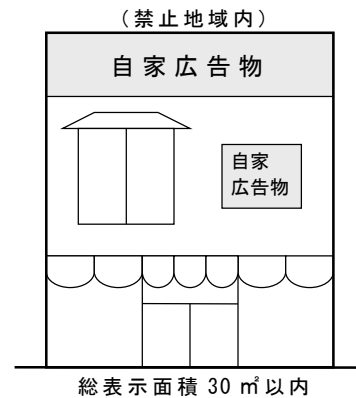
許可を受けて石垣・送電塔・煙突等の禁止物件に表示する広告物等

- (1) 管理又は安全のために必要な表示であること。
- (2) 表示面積は、管理のために必要なものは5平方メートル以内とし、安全のために必要なものは必要最小限にとどめること。

その他の適用除外

(条例第7条第1項)

- (1) 法令の規定により、表示するもの
- (2) 公職選挙法による選挙運動のために使用するポスター等
- (3) 冠婚葬祭又は祭礼等のため、一時的に表示するもの

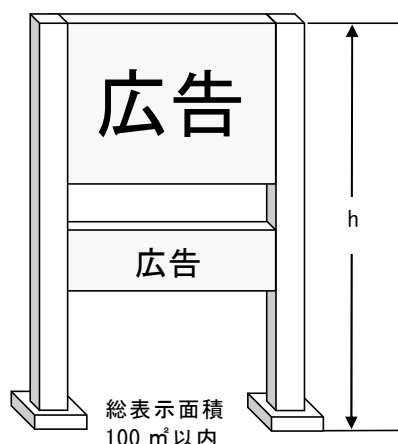


主な広告物又は掲出物件の規格

(条例第10条・規則第11条関係)

広告塔若しくは広告板又は建築物その他の工作物等に表示する広告塔若しくは設置する掲出物件

(規則別表第2第8項)

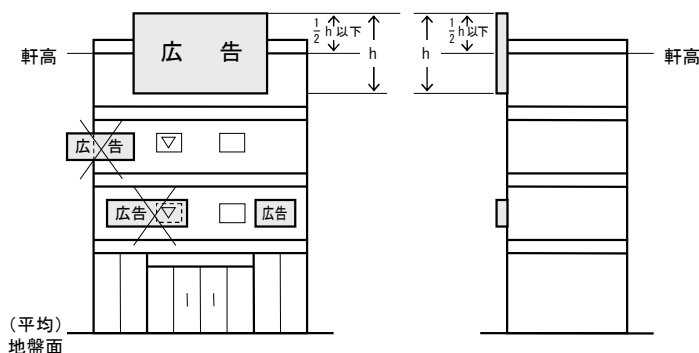


1 地上に建植し、自立して表示する広告物又は掲出物件

- (1) 工作物を利用する場合、表示面積の合計は1工作物当たり100平方メートル以内とすること。
- (2) 地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、30メートル以下とすること。ただし、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを、
 - ・第1種高度地区内は10メートル以下
 - ・第2種高度地区内は15メートル以下
 - ・第3種及び第4種高度地区内は20メートル以下とすること。

2 建築物を利用する広告物又は掲出物件

- (1) 建築物の壁面を利用する場合、建築物の横の端からはみ出して表示し、又は設置するものでないこと。
- (2) 建築物の壁面を利用する場合、1壁面における広告物又は掲出物件の表示面積は、同一壁面を利用する全ての広告物又は掲出物件（袖看板を除く。）の表示面積を合わせて、当該壁面の面積の5分の2以下とすること。



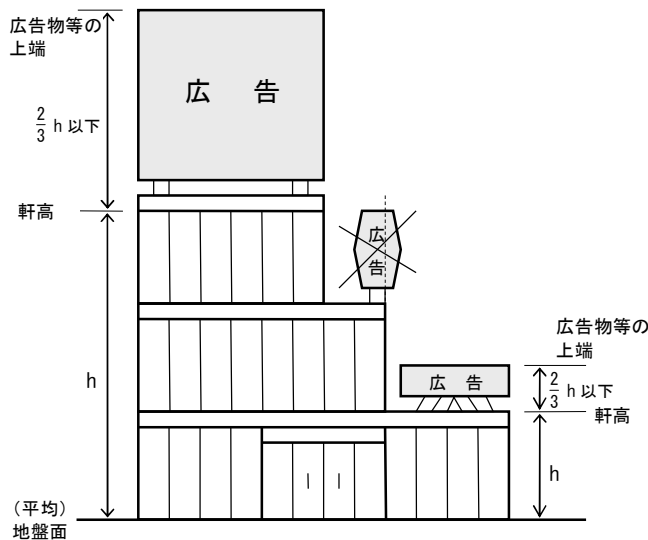
- ※ 総表示面積は1壁面の面積の5分の2まで
- ※ h = 広告物等の高さ
- ※ 広告物等の高さの2分の1以上軒高より上方に突出した場合は、建築物の上部を利用した場合の規格を適用します。

ただし、大規模小売店舗においては当該壁面の面積の5分の1未満かつ100平方メートル以下とすること。

(3) 建築物の壁面を利用する場合、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを、

- ・第1種高度地区内は10メートル以下
- ・第2種高度地区内は15メートル以下
- ・第3種及び第4種高度地区内は20メートル以下とすること。

(4) 建築物の壁面を利用する場合、広告物又は掲出物件により、建築物からの避難通路をふさがないこと。



※ h = 建築物の高さ

※ 建築物の高さは、平均地盤面から軒までの高さです。

(5) 建築物の上部を利用する場合、建築物の横の端の垂直線からはみ出して表示し、又は設置しないこと。

(6) 建築物の上部を利用する場合、建築物の上部から広告物又は掲出物件の上端までの高さは、建築物の高さ（軒高）の3分の2以下とし、その高さは30メートル以下とすること。

ただし、都市計画法に規定する高度地区の指定がある地域内においては、地上から広告物又は掲出物件の上端までの高さを、

- ・第1種高度地区内は10メートル以下
- ・第2種高度地区内は15メートル以下
- ・第3種及び第4種高度地区内は20メートル以下とすること。

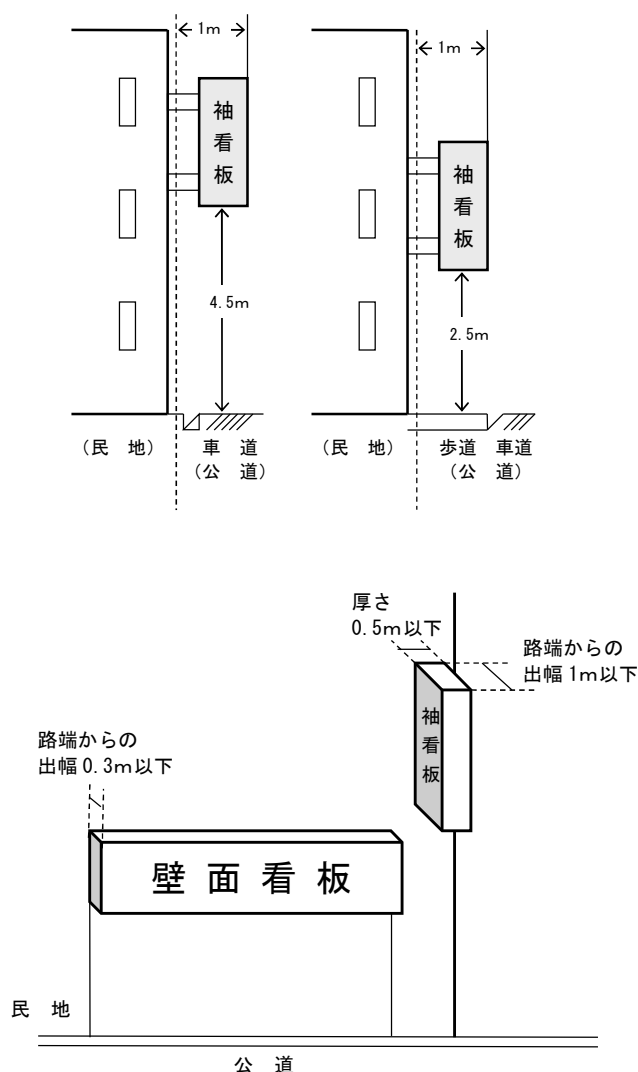
(7) 袖看板の表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。

3 建築物又は工作物を利用して道路の上空に表示する広告物又は設置する掲出物件

(1) 自己の住所等にある建築物又は工作物を利するものであること。

(2) 広告物又は掲出物件の下端は、歩道上では路面から2.5メートル以上、車道上では路面から4.5メートル以上とし、道路への路端からの出幅は、袖看板は1メートル以下（厚さは0.5メートル以下とする。）、壁面看板は0.3メートル以下とすること。

(3) 表示内容は、自己の氏名等又は自己の事業・営業の内容（自己が販売・提供する、商品・サービスの特定の名称・商標又は、それらの製造元・販売元・提供元の特定の者の名称・商標を含む。）であること。



※景観計画特定地区については、個別の基準がございますので、路政課又はまちづくり局計画部景観・地区まちづくり支援担当まで御確認ください。

屋外広告物表示等の際に関連する主な法令

○道路占用（道路法第32条）

公道上に広告物が越境する際には、道路管理者から道路占用許可を得る必要があります。

○高さ4mを超える広告物（建築基準法第88条）

高さが4mを超える広告塔や広告板などは、建築基準法第88条の規定により確認済証の交付を受ける必要があります。

○防火地域に設置する広告物（建築基準法第64条）

防火地域内にある看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ三メートルを超えるものは、その主要な部分を不燃材料で造り、又は覆わなければなりません。

※各手続きの申請窓口等は後掲の「申請・相談等の主な窓口」をご確認ください。

屋外広告物許可手数料・許可期間一覧表

区分		単位	金額	許可期間
アーチ	照明装置のないもの	1基	6, 0 0 0円	3 年以内
	照明装置のあるもの		9, 0 0 0円	
アドバルーン		1 個	1, 0 0 0円	1 月以内
はり紙又はポスター		100枚までごとに	5 0 0円	1 月以内
立看板等又は広告旗		1 基	1 0 0円	1 年以内
自動車等に表示する 広告物又は設置する掲出物件		1 基の表示面積 1 ㎡までごとに	1 0 0円	1 年以内
電柱その他の柱類に表示する 広告物又は設置する掲出物件		1 枚	1 0 0円	1 年以内
はり札等		1 枚の表示面積 0.5㎡までごとに	5 0円	1 年以内
(1) 広告塔又は広告板 (2) 建築物その他の工作物等に 表示する広告物又は設置する 掲出物件 (ただし、前各項に規定するものを除く。)	照明装置のないもの	1 基の表示面積 5 ㎡までごとに	1, 5 0 0円	3 年以内
	照明装置のあるもの		2, 4 0 0円	
その他		前条項に準じて市長が定める		

屋外広告業制度

屋外広告業とは、広告主から広告物の設置に関する工事を請け負い、屋外で公衆に表示することを業として行う営業をいいます。

川崎市内で広告物の設置に関する工事を請け負おうとする方は、川崎市長へ登録又は特例届出（※）が必要となります。屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、登録又は特例届出を行っているか御確認ください。

なお、登録又は特例届出を行っている業者は、後掲のホームページで御確認できます。

※ 特例届出とは、神奈川県知事へ屋外広告業の登録を行い、川崎市長へ所要の届出を行えば、川崎市長へ登録を行ったものとみなされる制度をいいます。

申請・相談等の主な窓口及びホームページ案内

屋外広告物の申請・届出	建設緑政局 路政課
建築基準法に関すること	まちづくり局 建築審査課
道路占用に関すること	各区役所道路公園センター や横浜国道事務所などの道路管理者
景観に関すること	まちづくり局 景観・まちづくり支援担当
禁止地域概要図	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/28-6-6-3-7-3-0-0-0-0.html
屋外広告業登録業者一覧 (特例含む)	https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000044131.html

各窓口の連絡先はホームページ等でご確認ください。

禁止地域概要図



屋外広告業登録一覧



○この手引きは、川崎市屋外広告物条例及び同施行規則の概略を説明したものになります。詳細は条文等をご確認ください。

〒210-0007

川崎市川崎区宮本町1番地 16階

川崎市 建設緑政局 道路河川管理部 路政課

電話 044(200)2814